

児童手当・子ども手当制度の比較

児童手当法
(～21年度)

子ども手当法
(22年4月～23年9月)

子ども手当特別措置法
(23年10月～24年3月)

児童手当法
(24年度～)

支給対象となる児童・支給額

【0～3歳未満】 月額10,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額 5,000円
 第3子以降 月額10,000円
 【中学生】 (支給せず)

【0歳～中学生】
 一律 月額13,000円

【0～3歳未満】 月額15,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円

1. 所得制限内
 【0～3歳未満】 月額15,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円
2. 所得制限超
 ※当分の間の特例給付(法附則)(24年6月分～)
 月額 5,000円

<給付総額:1兆円(21年度)>
 ※年少扶養控除等:1.1兆円

<給付総額:2.7兆円(23年度1次)>

<給付総額:2.6兆円(23年度3次)>
 ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)

<給付総額:2.3兆円(H24年度)>
 ※3党合意:2.2～2.3兆円程度

所得制限

所得制限 有り
 被用者:年収860万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

所得制限 無し

(特別措置法 附則)
 ・平成24年6月分から所得制限を実施。
 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。

所得制限 有り(24年6月分～)
 年収960万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

※3党合意:年収960万円程度(夫婦・児童二人)

手当を必要とする児童に届く改善

■施設入所の児童、里親

・親が監護している →親へ支給
 ・親がいない等 →支給されない

・親が監護している →親へ支給
 ・親がいない等
 →「安心子ども基金」から支給

すべての児童について施設(設置者)へ支給

■両親の別居

児童の生活費を主に負担している親へ支給

児童と同居している親に支給

■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認の厳格化)

留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置

①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当

地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない